建築物、工作物
事前調査、結果報告について

令和8年10月28、30日　解体等工事における石綿ばく露等防止対策に関する説明会

東近江労働基準監督署
安全衛生課　浜口幸一



大気汚染防止法

- 第１条（目的）

この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、**国民の健康を保護するとともに生活環境を保全**し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における**事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図る**ことを目的とする。

労働安全衛生法

- 第１条（目的）

この法律は、労働基準法（昭和22年法律第49号）と相まつて、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における**労働者の安全と健康を確保**するとともに、**快適な職場環境の形成を促進する**ことを目的とする。



事前調査（石綿則3条1項）

- 事業者は、
- 建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の
- 解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業（以下「解体等の作業」という。）を行うときは、
- 石綿による労働者の健康障害を防止するため、
- あらかじめ、
- 当該建築物、工作物又は船舶（それぞれ解体等の作業に係る部分に限る。以下「解体等対象建築物等」という。）について、
- 石綿等の使用の有無を調査しなければならない。

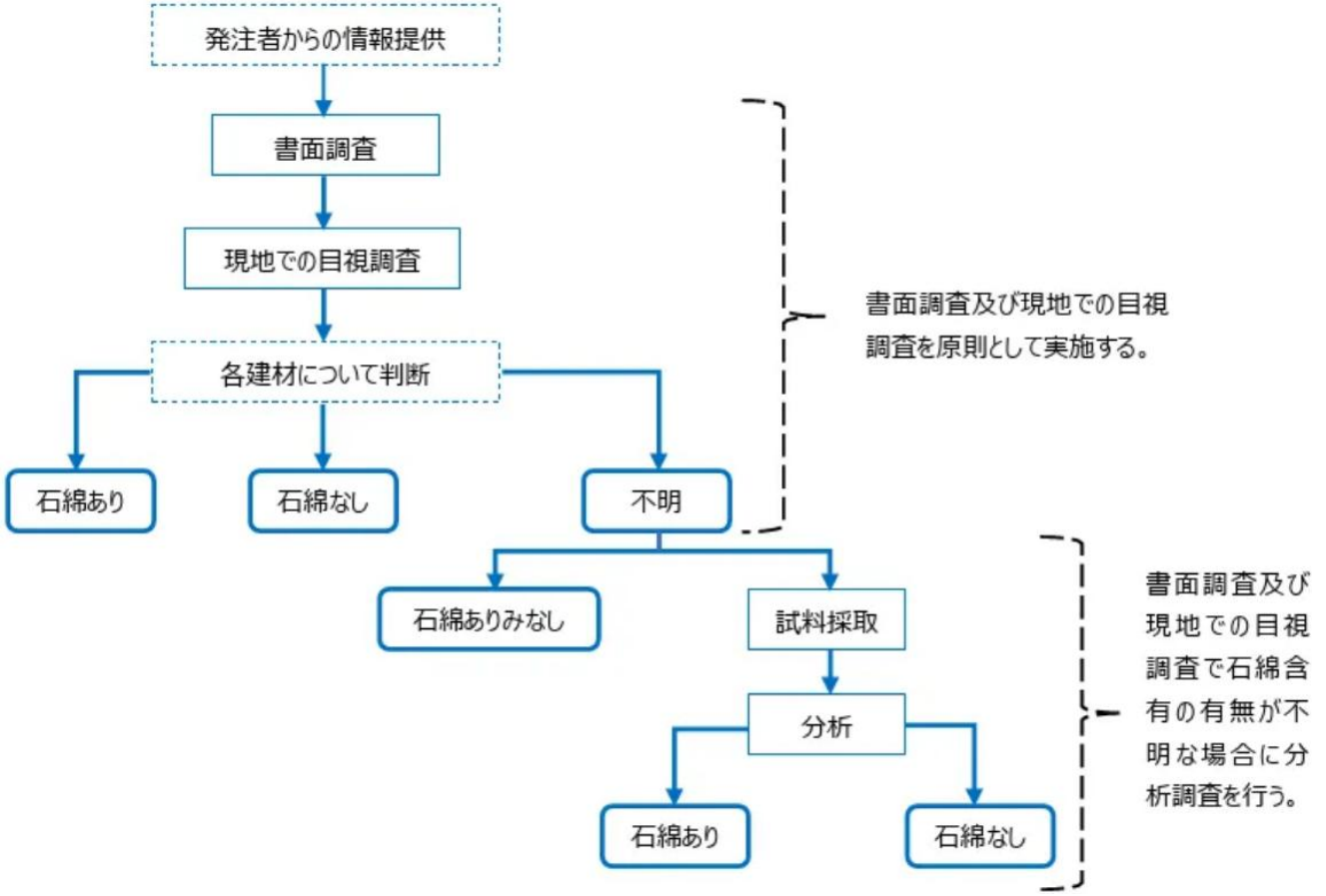


事前調査（石綿則3条2項）

- 全ての材料について、設計図書等の文書を確認するとともに、目視で確認しなければならない。

 ※設計図書等の文書がない場合はこの限りではない

 ※構造上目視が困難な場合は目視が可能となった時に事前調査を行わなければならない（石綿則3条9項）





事前調査（石綿則3条3項）

- 過去に行った定期点検や定期修理等の記録等で法定事項を満たす事前調査が行われている場合

 → 当該相当する調査の結果の記録を確認
- 平成18年9月1日以降に着工した建築物・工作物

 → 着工日等を設計図書等で確認
- 平成18年9月1日以降に着工された工作物で、平成18年9月1日以降も製造・使用等の禁止が猶予されていたガスケット又はグランドパッキンが禁止日以降に設置されたもの

 → 当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等で確認



事前調査（石綿則3条4項）

無資格者による石綿事前調査は法令違反になります

区分	対象工作物	事前調査の資格
特定工作物 （厚生労働大臣及び環境大臣が定める工作物）	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 焼却設備 ⑤ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） ⑥ 配電設備 ⑦ 変電設備 ⑧ 送電設備（ケーブルを含む。） ⑨ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。） ⑩ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）	**工作物石綿事前調査者のみ!!**
	⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	下記のいずれか ・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・2023年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物	上記（①～⑰）以外の工作物 （※）塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	



事前調査にあたっての留意事項

- ばく露防止の徹底

　石綿関連疾患のうち、特に中皮腫は潜伏期間が長く、少ない石綿ばく露量でも発症することがあるため、吸引しないように防じんマスクの着用、帯電防止の作業委を着用する。

- 飛散の防止

　石綿の有無が不明なものを調査するときは飛散防止のために必ず湿潤化を行う。特に吹付け材の状態が悪いような部位を調査する際には飛散に留意する。

- 劣化に注意

　S造の建築物を調査する場合、特に鉄骨に耐火被覆が施されているときは吹付け材が劣化等によって天井裏に堆積している恐れがある（天井版に石綿含有建材が使用されている場合もある）。

- 書面調査で想定した形態（筒、板、不定形）と同じか

　書面調査の想定と現地調査で同じか否かを判断する。特に板状のものは図面上含有がなくとも含有している場合もある。逆もある。



事前調査（石綿則3条5項）

- 事前調査を行ったにもかかわらず、石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは分析調査を行わなければならない

- 石綿等が使用されているものとみなして法令で定める措置を講じれば分析調査を行わなくてもよい



事前調査（石綿則3条6項、7項）

- 分析調査を行う者の資格
 - ➢分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者
 - ➢石綿分析技術評価事業のA若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
 - ➢アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）の修了者
 - ➢建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者
 - ➢アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター
 - ➢建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術の合格者（実技講習を修了した方法による分析のみ）



調査者に求められるもの

- 石綿規制についての知識を有する
- 設計図書や施工図などを解析し、必要な情報を抽出できる
- 意匠・構造・設備にわたる基礎知識を有する
- 建材に関する知識を有する
- 施工手順や方法に関する基礎知識を有する
- 建材の採取方法等に関する知識を有する
- 石綿分析技術に関する基礎知識を有する
- 石綿分析結果の解析力を有する
- 中立性を保ち正確な報告を実施する力を有する
- 石綿含有建材の維持保管方法に関する知識を有する
- 除去などの作業方法とその後方選択に関する知識を有する
- 石綿のもたらす社会的な危険性を理解し調査者の業務に反映できる

※石綿に関する技術や情報は日々新しくなっており、調査者は常に石綿に関するあらゆる情報をできるだけ多く収集する努力が必要

事前調査の流れ①

事前調査の基本は
三現主義の徹底
「現場」「現物」「現実」

調査相談・依頼
調査目的確認 → 施工の範囲確認
調査範囲の計画 → 調査実施計画
計画承認・契約

書面調査（設計図書等の調査）

図面等調査 ← 図面等との照合
設計図・竣工図・改修図・対策工事記録　等

発注者ヒアリング
竣工・改修履歴・利用状況・調査上の留意点
所有者の了解を得た上で管理会社やテナント側の総務担当者などのこともあり

目視調査のための事前準備

書面調査整理
建物概要 / 使用された材料 / 施工部位
石綿建材と疑わしい部材等のリストアップ

図面等が断片的/無しでも
建物の各階のレイアウト看板や
建物履歴などのヒアリング情報から
推測する

データベース等照合
石綿含有建材データベース・メーカー・業界団体HP

石綿含有の有無の仮判定
含有建材 / 無含有建材 / 不明建材

目視調査せず書面調査の判定で、調査を確定終了してはいけない
（2006(平成18)年9月の石綿等の製造等禁止以降に着工した建築物等を除く。）

書面調査整理
部屋・縦穴区画等ごとの仕様整理

目視調査準備
建物調査計画（手順・用具・要員等）

目視調査へ



事前調査の流れ②

書面調査から

目視調査

書面調査結果との整合性
差異あり→現場優先

劣化度判定は、
調査目的など必要に応じて
各部屋調査時などに実施

みなし含有判定のみの場合

みなし含有判定と
分析による含有・無含有判定は
判定結果の持つ意味合いが
異なるため明確に区別して
取扱い、報告書等を作成

依頼者の目的にあわせた報告説明
・解体工事・改修工事計画用
・建物維持管理計画用
・不動産取引・資産管理用
など

- 外観観察
 - 基本情報確認
 - 構造・仕上材
 - 周辺建物
- 屋上・外構確認
 - 仕上・防水処理・煙突・設備機器・配管ダクト類
- 内部レイアウト確認
 - 書面調査結果との照合（各部屋の用途等）
- 各部屋調査
 - すぐ見える内装材
 - 見えない壁天井裏隠蔽部
 - 過去の改修痕
 - 竪穴区画・層間
 - 設備機器
 - 各部屋毎の野帳スケッチや記録写真、ワークシート等
- 現物確認
 - 製品の表示、各種資料との確認、メーカー証明
- 分析用試料採取
 - 含有建材とみなして判定も可
 - 代表する検体
 - 分析法に則した採取
- 分析
 - 分析業者へ依頼
 - 結果の確認
- 石綿含有の有無の判定
 - 分析結果から石綿含有の有無の判定
 - 使用箇所特定
- 報告書作成
 - 調査目的・範囲・総括表・詳細表・分析結果等
- 調査報告
 - 調査結果を発注者へ説明



同一と考えられる建材の範囲の判断



- 同一フロア内、部屋内であっても補修・増改築がなされている場合や建材等の吹き付けの色が一部異なる場合等の複数回の吹付けや複数業者による施工が疑われるときには別の材料として石綿の含有の有無を判断する必要がある

見てみる、触ってみる、叩いてみる、外してみる

⇩

総合して判断



整合性の確認

1. 平面図に立ち入る部屋の動線を計画し、後で管理しやすくするために事前調査箇所をナンバリングしておく

2. 1で決めた番号で確認表を作成する

3. データベース等の資料を基に最新情報か確認、石綿含有の想定をする



分析機関の選定

- 正確な石綿含有建材の分析技術が必要となるが、分析者の技量の差が石綿有無の判定・含有率分析値に影響を与える

①分析者の説明能力の確認

石綿の分析において重要なのは定性分析で、誤ればばく露につながる。

定性分析では共存物質から石綿の有無、種類の同定が求められる。石綿と似た形状、鉱物学的特徴、分散色、X線回折ピークを持つ物質が資料にある場合に「なぜ石綿と区別したのか」などの説明責任がある。単に「方法に従って分析した。」では説明ではない。



②分析技術者の教育計画と教育記録の有無の確認

技術者への教育を適切に行っている期間は、計画的な技術講習会の参加、社内技術教育等の実施をしており、教育記録を管理している。教育記録をすぐに提出できない分析機関は普段から適切な技術者教育を行っていないことが考えられる。

③精度管理プログラムの有無の確認

精度管理プログラムは法で定められたものではなく、分析機関ごとに様々。有害物質に関する制度管理については、特に国・自治体から委託する測定業務において重要性が認識されている。

依頼する分析機関が制度管理プログラムを実施しているかどうかを見極めることが重要。



④外部機関技能試験及び技能向上講習への参加の有無の確認

技能試験やクロスチェックへの参加による外部制度管理の実施、技能向上講習への参加による技術力向上への取り組みを行っていることを実施団体の発行物やネットで確認する。

・石綿分析技術の評価事業（公益社団法人日本作業環境測定協会）

・石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業（一般社団法人日本繊維状物質研究協会）

・偏光顕微鏡実技研修建材定性分析コース（一般社団法人日本環境測定分析協会）

・建材中のアスベスト定性分析技術試験（試験所対象、技術者対象）（一般社団法人日本環境測定分析協会）



⑤ブラインド資料分析依頼による確認

①～④の確認ができたら、過去に他分析機関で分析した資料の残りを使って実際に分析を依頼する。依頼者側は分析値を知っているが分析機関が分析値を知らない資料をブラインド資料という。

普段の技能を見るためにブラインド資料であることは伝えない。

吹付け石綿やその他の建材製品、含有・非含有も混ぜて依頼する。過去の分析値と比較し、結果や値が異なる場合はその理由を確認し、その対応で選定すべき分析機関かどうかを判断する。

ただし、過去の分析値が間違っていることもある。



結果報告とは

- 石綿則4条の2に規定
- 2022年(令和4年)4月1日から義務

- 報告対象
 - ➢床面積の合計が80㎡以上
 - ➢建築物を改修する作業を伴う工事の請負代金の合計が100万円以上
 - ➢工作物を解体、改造、補修する作業を伴う作業の請負代金が100万円以上

※着手前に目視することができなかった箇所は、解体等工事に着手した後に目視が可能となった時点で調査を行い、再度報告する



事前調査結果報告の目的とは

- 事前調査を適切に行わずに解体等の作業を行った事例、吹き付けられた石綿等があるにもかかわらず法第88条第3項に基づく届出を行わないまま作業を行った事例、必要な石綿ばく露防止のための措置を講じずに作業を行った事例等が認められたことから、事業者に対して、事前調査及び必要な石綿ばく露防止のための措置の適切な実施を促すとともに、行政が建築物及び工作物の解体工事及び改修工事を把握し、必要な指導を行うことができるようにすること

を目的として、一戸建て住宅も含めた建築物の解体工事の大部分及びこれと同規模の改修工事並びに水回りの工事等の石綿等の発散のリスクが高い改修工事が対象となるよう、一定規模以上の建築物及び特定の工作物の解体工事及び改修工事について、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査の結果等の報告を義務づけたものである。



事前調査結果の報告事項（1/4）

大防法施行規則（第16条の11第2項）	石綿則（第4条の2）
●解体等工事の発注者及び元請事業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	●事業者の名称、住所及び電話番号
－	●労働保険番号
●事前調査を終了した年月日	●調査終了日
設計図書等に記載されている設置年月日により明らかに石綿費含有と判明せず、事前調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関等の名称	設計図書等に記載されている設置年月日により明らかに石綿非含有と判明せず、事前調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関等の名称
●解体等工事の場所	●解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要
●解体等工事の名称及び概要	



事前調査結果の報告事項（2/4）

大防法施行規則（第16条の11第2項）	石綿則（第4条の2）
●解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日	●着工日等（設計図書等に記載されている設置年月日により明らかに石綿非含有と判明したガスケット又はグランドパッキンにあっては、設計図書等の文書で確認した着工日及び設置日）
●建築材料を設置した年月日※	
解体等工事に係る建築物等の概要	事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造の概要
分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	分析調査を実施した場合は、分析調査を実施した者及び当該者が受講した講習実施機関の名称
●解体等工事の実施の期間	●解体工事又は改修等工事の実施期間
●建築物を解体する作業を伴う建設工事に該当するときは、作業の対象となる床面積の合計	●建築物の解体工事にあっては当該工事の対象となる建築物（当該工事に係る部分に限る。）の床面積の合計



事前調査結果の報告事項（3/4）

大防法施行規則（第16条の11第2項）	石綿則（第4条の2）
建築物を改造・補修する作業を伴う建設工事又は特定の工作物を解体し、改造・補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、作業の請負代金の合計額	●建築物の改修等工事又は特定の工作物の解体等工事の作業にあっては、当該工事に係る請負代金の額
解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類	事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む。）及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠
解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要	



事前調査結果の報告事項（4/4）

大防法施行規則（第16条の11第2項）	石綿則（第4条の2）
－	石綿使用建築物等解体等作業を行う場合にあっては、当該作業に係る石綿作業主任者の氏名
－	材料ごとの切断等作業（石綿を含有する材料に係る作業に限る。）の有無並びに当該作業における石綿等の粉じん発散を防止し、又は抑制する方法及び当該作業を行う労働者への石綿等の粉じんばく露を防止する方法
備考1：設計図書等に記載されている設置年月日により、明らかに石綿非含有と判断した場合は●のついた事項について報告 備考2：※は、設計図書等に記載されている設置年月日により、明らかに石綿非含有と判断したガスケット又はグランドパッキンに限る。	



報告の流れ

GビズID取得

GビズIDを利用して石綿事前調査
結果報告システムログイン



環境事務所　労働基準監督署

必要事項入力、報告



GビズID



- デジタル庁所管
- プライム：事業主
- メンバー：従業員

- プライムは審査を行い発行
- メンバーはプライム等が申請し、利用者が承諾することで発行
- メンバーは審査なく発行されるが、一部制限がある



GビズID　問合せ先

- 申請方法や技術トラブルなど、GビズIDに関しては「GビズIDヘルプデスク」
 - ➢メールによる問合せ

 ホーム→サポート→「ご意見・お問合せ」
 - ➢電話による問合せ

 電話番号：0570-023-797

 受付時間：9：00～17：00

 （土・日・祝日、年末年始を除く）



石綿事前調査結果報告システム　問合せ先

- システム操作について
 - ➢フォームによる問合せ
 石綿報告システムにログイン後、メニュー「お問い合わせ」
 - ➢電話による問合せ

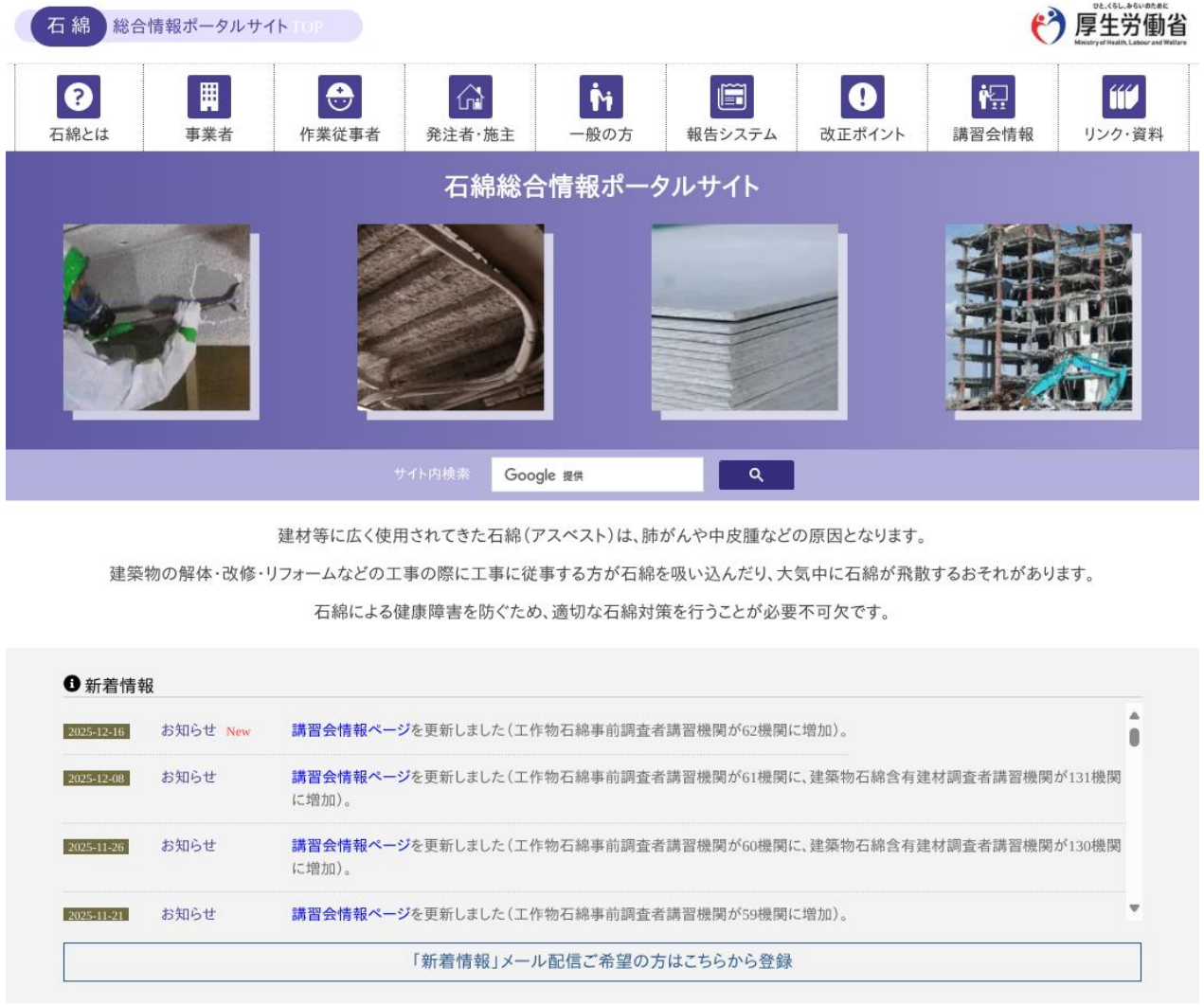
 電話番号:050-2018-0061

 受付時間:9:00～12:00　13:00～17:00
 （土日祝除く）



石綿総合情報ポータルサイト

- 石綿則に関する説明
- 資格取得に関する情報
- 研修や教育資料
- 発注者、改修業者、作業従事者、一般の方に向けた情報提供



ゼロ災滋賀



チューイカン吉

労働現場での熱中症予防
など労働災害防止を注意
喚起するキャラクター